

安全衛生推進者及び衛生推進者の選任について

藤沢労働基準監督署

当署管内において、近年発生した労働災害の発生状況を見ると、**全体の約 6 割が 50 人未満の事業場**において発生しています。また、このような規模の災害発生事業場を調査すると「**安全衛生管理を担当する者がいない**」というところが多く見受けられます。

労働安全衛生法では、中小規模事業場の災害発生率が大規模事業場に比べて格段に高いため、その安全衛生水準の向上を図るために一定の業種・規模の事業場に「安全衛生推進者等」を選任し、労働災害を防止するための職務を行うよう義務付けております。

そのことから、**安全衛生推進者等が未選任の事業場については次により選任し、氏名の周知及び職務を行い、労働災害防止活動の推進に努めてください。**

1 対象となる業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含みます）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業です。また、上記以外の業種については「衛生推進者」の選任が必要になります。

2 選任の対象となる規模

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場です。（企業全体ではありません）

3 安全衛生推進者の資格要件

- ① 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。
- ② 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後 3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。
- ③ 5 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。
- ④ 安全衛生推進者講習を受講し修了した者。

などです。

また、安全衛生推進者として実際にどのような活動をしたらいいかよく分からないという方については、安全衛生推進者等の講習の受講をおすすめいたします。

4 氏名の周知

作業場の見やすい箇所に氏名を掲示する等により関係労働者に周知することになっています。

5 職務内容

裏面の「安全衛生推進者の職務」のとおりです。

6 安全衛生推進者講習機関と連絡先

技能講習等実施機関については、こちらをごらんください。



安全衛生推進者・衛生推進者の職務

(※衛生推進者については、衛生に係る業務の実施に限ります。)

- 1 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
- 2 作業環境の点検（環境測定を含む）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
- 3 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
- 4 安全衛生教育に関する事
- 5 異常な事態における応急措置に関する事
- 6 災害の原因の調査及び再発防止に関する事
- 7 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
- 8 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事

安全衛生推進者 (衛生推進者) 氏 名	
---------------------------	--